

お客様にとって必要な資金をご融資するとともに、返済中にお手元に残る年金を増やし、無理のないご返済をしていただくため、年金担保融資の融資限度額等を変更します。

平成26年12月から 年金担保融資の 融資限度額等が 変わります。

■ 融資限度額を変更します。

融資限度額は、これまで年間の年金支給額の1.0倍以内でしたが、変更後は0.8倍以内となります。

また、融資額の上限はこれまで250万円（臨時生活資金100万円）でしたが、変更後は200万円（生活必需物品の購入80万円）となります。

※資金使途の項目「臨時生活資金」を「生活必需物品の購入」に変更します。

■ 1回あたりの返済額の上限額を変更します。

1回あたりの返済額について、これまで1回の年金支給額の1/2以下としていましたが、変更後は1回の年金支給額の1/3以下とし、年金の2/3以上をお手元に残るようにします。

■ 資金使途や必要額を確認させていただきます。

借入申込の際、資金の使いみちや必要となる額が分かる見積書等の書類を取扱金融機関の窓口で確認させていただきます。

ただし、融資額が10万円の場合、見積書等の書類の提示は不要です。

■ 任意繰上返済後の再借入申込について制限します。

任意繰上返済をされた方は、当該繰上返済をした借入にかかる融資決定時の完済予定日が到来するまで、年金担保融資のご利用はできません。

年金担保融資制度は平成22年12月の閣議決定において、廃止することが決定されました。

事業の円滑な廃止に向けた取り組みの一環として、平成26年12月に事業規模縮減等の制度変更を行います。

（廃止時期が決まりましたら機構ホームページ等にてご案内いたします。）



お申し込み・お問い合わせ先



独立行政法人 福祉医療機構

「独立行政法人福祉医療機構代理店」と表示されている金融機関

※ゆうちょ銀行、農協、労働金庫等ではお取り扱いしていません。

WAM 独立行政法人福祉医療機構 年金貸付部 年金貸付課

〒105-8486 東京都港区虎ノ門4-3-13

ヒューリック神谷町ビル10階

TEL 03-3438-0224

FAX 03-3438-9962

おかけ間違いのないようお願いいたします。

ホームページアドレス <http://hp.wam.go.jp/>

融資の条件・返済方法（平成26年12月以降）

融 資 額

- 融資額は必要とする額を限度とし、次の3つの要件を満たす額の範囲内とします。
- ・10万円～200万円の範囲内（1万円単位。ただし、資金使途が生活必需物品の購入の場合は、10万円～80万円の範囲内となります。）
 - ・受給している年金額の0.8倍以内（所得税に相当する額を除く）
 - ・1回あたりの返済額の15倍以内（融資額の元金相当分をおおむね2年6ヶ月以内で返済いただくことになります。）

返済方法

- 偶数月に支給される年金のうち、お客さまが指定した額（定額返済額）を返済に充てることとなります。
- ※定額返済額の上限は、1回あたりの年金額の1/3とし、下限は1万円とします。なお、単位は1万円単位とします。

利 率

- 借入申込時の利率が返済期間中適用されます。
- ・参考 平成26年9月1日現在の利率
年金担保融資 : 1.6%
労災年金担保融資 : 0.9%

保 証 人

- お申込みにあたっては、連帯保証人（審査基準あり）が必要となります。
- なお、連帯保証人をたてる以外に信用保証機関による信用保証制度（保証料が必要）を利用する方法もあります（公益財団法人年金融資福祉サービス協会が保証します。）。



無理なくご利用いただくために

ご融資後は、返済が終了するまで年金額の一部を受け取ることができなくなりますので、その間の生活に支障がないか十分ご検討のうえ、お申し込みください。

なお、ローンやクレジットなどの複数の債務（多重債務）があり、返済にお困りの方は、年金担保融資をご利用の前に、次の各専門機関の相談窓口でご相談されることをお勧めします。

■ 法テラス

Tel 0570-078374 (PHS・IP電話からは03-6745-5600)

受付時間：平日9:00～21:00 土曜日9:00～17:00

HPアドレス <http://www.houterasu.or.jp/>

■ 市区町村の無料法律相談

※お住まいの市区役所または町村役場にお尋ねください。



■ 各地域の消費生活センターの相談窓口

※お住まいの都道府県庁、市区役所または町村役場にお尋ねください。

■ 公益財団法人日本クレジットカウンセリング協会

東京センター	Tel 03-3226-0121
仙台センター	Tel 022-217-4014
新潟センター	Tel 025-248-3311
静岡センター	Tel 054-275-5511
名古屋センター	Tel 052-957-1211
広島センター	Tel 082-511-8001
福岡センター	Tel 092-739-8104

福島相談室	Tel 0570-001-315
金沢相談室	Tel 0570-045-511
浜松相談室	Tel 054-275-5511
高松相談室	Tel 0570-051-145
熊本相談室	Tel 0570-090-304
沖縄相談室	Tel 0570-012-101